

企画競争実施の公示

次のとおり、企画書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 東日本大震災により訪日旅行需要に生じた悪影響を早急に克服するために緊急に実施する海外向け情報発信及び現地旅行会社等訪日旅行販売側面支援の前提となる訪日旅行意向に関する調査事業

(2) 業務内容

東日本大震災の発生並びにその後の津波及び原子力発電所事故による甚大な被害に対して世界的に極めて大きな関心が寄せられたことに伴って訪日旅行需要が大幅かつ急激に減少しつつある状況の中、近い将来における訪日旅行プロモーションの本格的な再開に向けて、ビジット・ジャパン事業を実施している15市場（韓国、中国、台湾、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、インド、英国、フランス、ドイツ、ロシア、米国、カナダ及び豪州をいう。以下同じ。）のそれぞれにおいて被害等に関する正確な情報の発信とともに訪日旅行に対する安心感や信頼感の再構築や現地旅行会社による訪日旅行需要の意欲的な取り込みに対する側面支援を効果的かつ緊急的に展開することとしているところ、これらの取り組みを臨機応変かつ効果的に実施できるよう、15市場の現地の一般消費者、メディア、旅行会社等における日本や訪日旅行に対する意識や考え方の動向を継続的・定期的に把握することを目的とする。

(3) 履行期限 平成24年3月28日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において「役務の提供等」の競争参加資格を有すものであること。
- (3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。

3. 手続等

- (1) 業務担当課 観光庁国際交流推進課 鈴木
〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3
電話 03-5253-8922 ファクシミリ03-5253-1563
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
平成23年4月8日（金）から平成23年4月28日（木）12時まで、(1)に同じ。
(1)において、交付
- (3) 企画書の提出期限、場所及び方法
平成23年4月28日（木）17時まで、(1)に同じ。持参又は郵送（郵送の場合であっても、提出期限までに必着で、配達記録のできるものであること。）
- (4) 説明会実施の有無
無
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無
必要に応じて行うことがある。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画書の作成及び提出に要する費用は、企画書提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された企画書は、当該企画者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画書が特定された者は、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ① 特定した企画書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 各企業毎、評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は説明書による。

平成23年4月8日

観光庁国際交流推進課長 瓦林 康人